

産業別組合の運動、連絡、統一とモ周らなければならぬ。

(二) 同盟加盟組合中の同一産業組合との合同を促進し、左等を有らぬ。

(三) 統一同盟の産業別委員会を通じて全國的産業別合同協議會の宣傳と提倡とをすきねばならぬ。

第五、工場委員会運動に関する方針

(1)

組合運動の新なる段階への進出と共に開始された日常経済闘争を充分に遂行するため、所謂産業合理化による組織的科學的本採取並に抑壓の諸條件に対する闘争の出発点たらしめ、最も廣汎なる大衆組織であるところの工場委員会の任務と特質とを嚴正に認識して、その実現のために次の如き方針のより努力をすければならない。

(2)

工場委員会は雇主の專制的官僚的支配と採取を対して闘争するため、組織未組織、及政治的傾向の如何に拘らず、全從業員の共同體體として組織されねばならぬ。

かゝる共同戦線を実現するためには

(3) 工場委員会の任務及び意義、並に右翼指導者又は資本家勞資協調工場委員会を譲渡し、これの大衆的な宣傳によって組織を促進せよとすければならない。

(3)

(二) 評議令所屬組合、組織工場に対する組合指導並に下級工場分會を指導する努力とする共同戦線を展開するに至り、またより力を入れねばならぬ。

(4)

工場委員会は各企業を単位とした、その雇主に対する闘争組織であり、従つてその闘争は、その工場における條件によつて左右されるのである。されば、一方労働組合、即ち全国的集中的組織に代わることはできない。一方から工場委員会は、階級闘争の最も最初の組織であり、工場代表者會議、基本的単位であつて、組合運動、共同戦線と対して有力なる武器となる。

かくて工場委員会内にあけた五種類の活動、最も活動的な分子は工場委員会、機関となり、委員會事務局として新開化セイシニ、工場代表者會議への参加及びか組合の政策を支持し活動に参加せよと努力せよ。且金從業員の利害を忠實に代表して從業員の信頼を贏むことを組合員へ西組織、工場委員会を効果組合の基礎ならしむべ努力をすければならない。

第六、工場代表者會議に関する方針

(1) 新たな日常闘争の方針を具体化し、經濟闘争と産業的地方的大擴大、一般化して統一的指導せよが原則、労働組合工場委員会による闘争を以て足りぬ。かの廣汎なる未組織